

7月定例市議会

し尿処理場の設置などきまる

7月13日からひらかれた7月定例市議会は、24日38件の議案を可決して、12日間にわたる会期をおわりました。

さきの議会人事をきめるいわゆる人事議会に次いで、本年度の本格予算をきめる最初の議会とあって、会期中は、婦人会の傍聴者など多数がおしかけ、自分たちの選んだ議員の発言に熱心に耳をかたむける風景がみられました。

この議会できめられたことの主なものは、次のとおりです。

◇し尿処理場をつくること

し尿および下水を衛生的に処理し、生活環境を清潔にするため、し尿処理場を沼館に建設することにきまり、まもなく工事にかかります。

◇片山へ市営アパートを建てること

市民の住宅難を緩和するため、旧片山小学校を解体した跡へ鉄筋コンクリート造4階建の12戸を収容できるアパートを建てることになりました。

◇入歯も国民健康保険の対象になります

いままで給付の対象から除かれておりました入歯（前歯の金冠を除く）や病院などへ入院したときの給食、寝具設備についても、9月1日から給付をおこないます。このため、今使用中の保険証は新しいものと交換になります

また、法律の改正により、今まで5割であった世帯主の病気に対する給付率が、10月から7割に引き上げられることになりました。

◇火葬場の使用料が高くなりました

火葬場の使用料が次のようにかわりました。

- (1)15才以上の者2,000円（以前は10才）
- (2)15才未満の者1,000円（以上1000円）
- (3)死産児 500円
- (4)出産、傷病汚物等の消却 実費

大館市民で、使用料を納めることができない方は、使用料の全部または一部を免除されることもあります。

また大館市民でない方は、上記料金の5割増となります。

◇滞納税金の延滞金が安くなります

税金徴収制度の合理化により、10月から延滞金（日歩3銭）と延滞加算金（日歩3銭）が統合され延滞金となり日歩4銭徴収することになりました。

また、電気ガス税の税率が100分の9から100分の8に引下げられ、たばこ消費税の税率が100分の12から100分の13.4に上げられました。

◇幼稚園を移転すること

桂城公園にある桂城幼稚園の建物が腐朽し、あぶなくなりましたので、旧職業訓練所跡に移転することになりました。

◇契約を結ぶことについて

○ドーザーショベルを購入すること

ごみの処理や砂利の採集、除雪作業などに使う自動車を購入すること。

○体育館に備付のピアノを購入すること

市民体育館に備付のフルコンサートグランドピアノを購入すること。

○成章中学校職員室の増築工事をする

役所に対する不平不満は

行政相談委員へ

行政監察局では、国の行政機関をはじめ、公社、公庫、公団、事業団など政府の関係機関のおこなっているいわゆる「お役所仕事」について、その業務が国民の便宜を考えて、親切、迅速に正しくおこなわれているかを常に監察しております。このほかに、行政相談所を設け、また市町村には行政相談委員を置いて常時みなさんから役所の仕事についての苦情相談を受け、なっとくのゆくよう、あっせん解決に努力しております。

生活保護、遺族年金、労災保険、失業保険などの民生に関するものや、農地、公共用地などの土地の問題、その他、国鉄や郵便局などに対する不平不満（相続とか私有地関係などの民事問題や、県や

市役所固有の行政事務に関することは扱いません。がありましたら、行政相談委員へ申出てください。

大館市では、次の方が行政相談委員として大臣から委嘱されて仕事をしております。

行政相談委員 栗盛章介
大館市新町 秋北食糧株式会社内
(電話930番)

苦情の申出は、口頭でも書面でもけっこうです。相談委員は、行政民主化のため「秘密厳守」「無料」でこれらの相談にあたり秋田行政監察局へ連絡して解決策を構ずるために協力することになっております。苦情のある方は「相手がお役所では……」と泣き入りすることなく、気軽に相談ください。

働く婦人少年のよき相談相手

秋田県婦人少年室の協助員をご利用ください

婦人少年室では、県内に45名の協助員を委嘱し、働く婦人や少年のよき相談相手としていろいろな問題の解決にあたっております。

大館地区の協助員は次の方がたです。
野口長三郎（商工会議所）

清水直子（下川沿・餅田）

小田 けい（釈迦内・山神台）

関 きえ（大館・昭和町）

お仕事のことや身上、その他でお悩みのことがありましたら遠慮なくご相談ください。

今月の納税

市県民税 2 期

◎必ず令書で市役所、出張所、または銀行の窓口へ納めてください。

◎期限内に納められた方へは、窓口で記念品をさしあげております。

父の汗 母のくふうで税完納

1円玉に
陽の目を

昔から「1銭を笑うものは1銭に泣く」といわれます。「1円なんか」という考えを捨て「1円だからこそ」大切にし有効に使いましょう。

税の相談日
毎月5の日

〔5日、15日、25日が日曜、祝日〕
〔にあたるときは翌日〕

◎名前を明かさずに、どこの税務署でも気軽に相談できます。

◎相談には、幹部職員があたります。

大館税務署では、「近づきやすい税務署」をモットーに、相談者が遠慮なく十分に相談できるよう準備いたしております。

どうぞお気軽にご利用ください。